

○学校法人創価大学における公益通報に関する規程

平成19年11月12日 規程第354号

改正

平成27年3月20日 規程第125号

令和4年8月10日 規程第6号

令和7年1月23日 規程第89号

令和7年3月27日 規程第114号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（以下「法」という。）に基づき、学校法人創価大学（以下「本学」という。）における公益通報の処理体制、公益通報があった場合の措置、公益通報者の保護及びその他公益通報に関する必要な事項を定める。

2 個人情報の漏洩、公的研究費の不正、研究活動の不正及びキャンパス・ハラスマントに関する通報については、別に定める。ただし、法に定める範囲内の通報に関しては、本規程を適用する。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学の業務に関して通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、公益通報窓口に通報することをいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした次に掲げる者をいう。

(1) 本学と雇用関係にある教職員

(2) 本学との労働者派遣契約に基づく派遣労働者

(3) 本学の取引事業者の労働者

(4) 当該公益通報の日前一年以内に当該事業に従事していた前3号に定める者

(5) 本学の役員又は本学の取引事業者の役員

(6) その他本学の業務に従事する全ての者

3 この規程において「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定されている事実をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本学の公益通報の対応に関する体制を統括、整備し、継続的な評価・改善を行わなければならない。

(従事者)

第4条 本学は、第5条に定める公益通報窓口、第6条に定める公益通報処理委員会及び第9条に定める調査委員会の委員をもって公益通報対応業務の従事者とする。

2 理事長は、必要が生じた都度、前項で定める従事者以外の者を、従事者として定めることができる。理事長は、従事者となる者に対して、書面又は電子メール等により、従事者の地位に就くことを示すものとする。

3 従事者が通報対象事実に関する者である場合は、公益通報対応業務に関与することはできない。
(公益通報の方法及び窓口)

第5条 公益通報の方法は、書面、電話、電子メール、FAX及び口頭等による。

2 公益通報は顕名によるものとし、対象者や内容の明示及び不正行為と認めるに充分な合理性のある理由を必要とする。

3 匿名による公益通報は、本学が妥当と認めるとときに限り、通報者不詳として顕名による公益通報に準じて取り扱う。

4 本学における公益通報窓口は、内部監査室とする。ただし、理事長、理事又は内部監査室長が被通報者となる等、これらの者に関する事案についての窓口は常勤監事とする。

5 公益通報窓口は、本学教職員及び学生へ周知徹底するとともに、本学ホームページで公表する。
(公益通報処理委員会)

第6条 本学は、公益通報者の保護及び公益通報があった場合の措置について審議するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 常任理事（ガバナンス担当）
 - (2) 本部事務局長及び大学事務局長
 - (3) 総務部長
 - (4) 内部監査室長
 - (5) 総務課長
 - (6) 常任理事会が委嘱した者
- 3 委員長は、前項第1号の委員をもって充て、議長として委員会の議事を運営する。
- 4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員長の任期は、原則として2年とする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 委員が通報対象事実の調査の対象となる場合は、委員会に出席することができない。
- （委員会の審議事項）
- 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 公益通報者の保護に関する事項
 - (2) 当該公益通報の受理又は不受理に関する事項
 - (3) 通報対象事実の調査実施の有無に関する事項
 - (4) 通報対象事実の調査及び事実認定に関する事項
 - (5) 通報対象事実認定後の事後措置に関する事項
 - (6) その他必要な事項
- （公益通報の受理等）
- 第8条 公益通報窓口は、公益通報を受けた場合、速やかに理事長、常勤監事及び委員長に報告するものとする。
- 2 委員長は、前項の報告を受けたときは委員会を招集し、当該公益通報についての調査の実施又は不受理を決定する。
- 3 委員長は、公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報についての調査の実施又は不受理を当該通報者に通知することとし、その対応は委員長に指名された者が行う。ただし、匿名による公益通報の場合はこの限りではない。
- 4 委員長は、調査の実施を決定したときは、常任理事会に速やかに審議内容を報告するものとする。
- 5 委員会は、次の各号に係る公益通報については受理しないものとする。
- (1) 当該公益通報の内容が、具体性を伴わないもの
 - (2) 当該公益通報の内容が、虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの
 - (3) 当該公益通報の内容が、本学の業務に関するものではなく、本学が通報処理並びに是正措置を講じる権限を有しないもの
 - (4) その他公益通報に該当しないことが明らかなもの
- （調査等）
- 第9条 委員会は、必要に応じて調査委員会を設置し、当該公益通報の通報対象事実の内容について調査を行うものとする。
- 2 調査委員会の構成員は、委員会において本学教職員の中からその都度選任し、常任理事会の承認を得なければならない。
- 3 調査委員会の構成員には、その通報内容に応じて、学外の弁護士や公認会計士等を選任することができる。
- 4 調査の実施にあたっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。
- 5 教職員は、調査の実施上必要な協力を求められた場合、正当な理由がなければ、これに応じなければならない。
- 6 委員長は、調査結果について速やかに常任理事会に報告するものとする。その際、事後措置に関する意見を付することができる。
- （是正措置）

第10条 常任理事会は、調査の結果、通報対象事実が認められたときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を講じたときは、常任理事会は当該公益通報者にこれを通知するものとし、その対応は常任理事会から指名された委員会の委員が行う。
- 3 当該公益通報者に通知する際は、被通報者、調査に協力した者等の名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。
- 4 理事長が通報対象事実に関与することが明らかになった場合は、常勤監事は当該事実を理事会に報告し、理事会は、是正に必要な措置をとった後、理事会が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとるものとする。

（事後確認）

第11条 委員長は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を常任理事会に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。
 - (2) 通報対象事実の再発のおそれのこと。
 - (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
 - (4) 公益通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。
- 2 委員長は、前項第3号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

（記録の保管等）

第12条 本学は、公益通報対応業務に関する記録を作成し、10年間保管するものとする。ただし、他の法令等に10年を超える保存期間の定めがある場合は、この限りではない。

- 2 本学は、必要に応じて、公益通報体制の評価・点検を実施し改善を行う。
- 3 本学は、公益通報窓口に寄せられた公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において役職員に報告するものとする。

（公益通報者等の保護）

第13条 本学は、公益通報者及び調査協力を行った者に対して、通報及び協力したことを理由として、解雇その他不利益な扱いをしてはならない。

- 2 本学は、本学の労働者及び役員等が、公益通報者及び調査協力を行った者に対して、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合は、本学就業規則等に従って厳正に処分する。
- 3 本学は、本学の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

（不正目的の通報）

第14条 公益通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する目的で通報してはならない。

- 2 本学は、前項の通報を本学教職員が行った場合は、本学就業規則等に従って厳正に処分を行い、他の者が行った場合は、相当の措置を講ずるものとする。
- （範囲外共有等の防止に関する措置）

第15条 本学は、本学の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

- 2 本学の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。
- 3 範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

（遵守事項）

第16条 通報対応業務に従事する従事者、その他公益通報の処理等に関わる者（以下「公益通報の処理等に関わる者」という。）は、その職務の遂行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

- (2) 調査対象部署及び調査対象者の業務遂行に著しい支障を与えないこと。
 - (3) 常に公正不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報者等の個人情報について、本人の同意ある場合を除いて、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。
- 2 公益通報の処理等に関わる者は、その職務を離れた場合であっても前項第4号及び第5号の規定を遵守しなければならない。
- 3 公益通報の処理等に関わる者は、自らが関係する公益通報の処理、調査及び是正措置等に関与してはならない。
- (処分等)

第17条 本学は、通報対象事実に関する調査の結果、その事実が明らかになった場合並びに不正を目的とした通報及び前条第1項及び第2項の規定に反する事実が確認された場合は、本学就業規則等に従って懲戒処分等を行う。

- 2 通報対象事実に関与していた者が、内部監査室が調査を開始する前に、自ら公益通報、申告を行った場合は、当該者の懲戒処分等の程度を軽減することがある。
- 3 本学の役職員が、必要最小限の範囲を超えて公益通報者を特定させる情報を漏らした場合若しくはやむを得ない場合でないにもかかわらず公益通報者の探索を行った場合、又は公益通報者に対し不利益な取扱いを行った場合は、本学は、当該行為を行った役職員に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等諸般の事情を考慮して、懲戒処分等を行う。
- 4 理事長が通報対象事実への関与又は前項に掲げる行為を行った場合は、理事会が適切な措置をとるものとする。

(役職員及び退職者に対する教育・研修)

第18条 本学は、公益通報の仕組み及び法令等遵守の重要性について、役職員に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

- 2 前項の教育・周知においては、退職後1年間法に基づく公益通報が可能であることを教育・周知するものとする。
- 3 本学は、法及び公益通報体制について、従事者に対しては、法律上の守秘義務を有していること等、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行うものとする。
- 4 労働者及び役員等並びに退職者からの公益通報体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する窓口は、内部監査室とする。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規程第125号）

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（令和4年8月10日規程第6号）

この規程は、令和4年8月10日から施行する。

附 則（令和7年1月23日規程第89号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規程第114号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。